

2016年6月13日 全8頁

個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大

確定拠出年金法改正～公務員、専業主婦・主夫も対象に

金融調査部
主任研究員 鳥毛拓馬

[要約]

- 2016年5月24日、確定拠出年金法や確定給付企業年金法などを改正する「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が衆議院本会議で可決・成立した。
- 今般の改正により、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型DCへの掛金の納付制度の創設などの措置が講じられた。個人型DCの加入者の範囲の見直しにより、第3号被保険者、企業年金加入者、公務員等共済加入者が個人型DCに加入することが可能となり、20歳以上60歳未満のほぼすべての国民が、DCに加入できることになる。
- 施行時期は改正項目により異なるが、2017年1月より、個人型DCの加入対象者に、第3号被保険者、企業年金加入者、公務員等共済加入者が加わることとなる。

1. はじめに

2016年5月24日、確定拠出年金法や確定給付企業年金法などを改正する「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」（以下、改正法）が衆議院本会議で可決・成立した。昨年（2015年）4月に国会に提出され、同年9月に衆議院本会議で可決されていたものの、参議院にて継続審議となり、今国会で再び審議されていた。

今般の改正の目的は、企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するためとされている。

改正法では、個人型確定拠出年金（個人型DC）の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型DCへの掛金の納付制度の創設、個人型DCの実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加等の措置が講じられた。

施行時期は改正項目により異なるが、2017年1月より、個人型DCの加入対象者に、第3号被保険者（専業主婦・主夫）、企業年金加入者、公務員等共済加入者が加わることとなる。

本稿では、改正法につき概説する。

2. 簡易型 DC ・ 個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度の創設

現在、中小企業における企業年金の実施割合は低下傾向にある。また、厚生年金基金の解散が進んでいることもあり、中小企業にとって企業年金の受け皿の必要性が指摘されている¹。

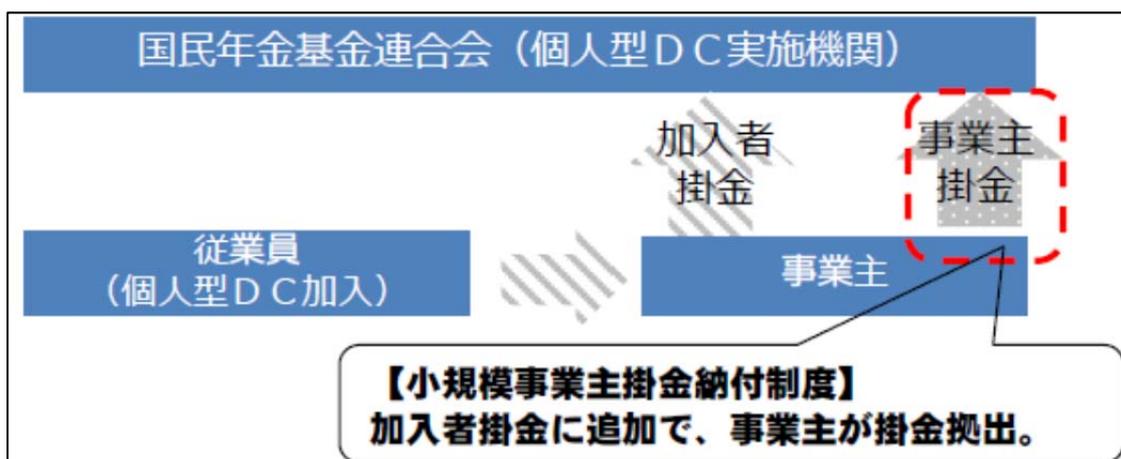
一方で、現行制度では、中小企業が企業年金を実施するにあたり、その事務負担が大きな課題との指摘もなされている²。

改正法により、従業員 100 人以下の企業を対象に簡易型 DC 制度及び個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度がそれぞれ創設された。

簡易型 DC 制度は、DC 設立時の手続等を簡素化（運営管理機関契約書や資産管理契約書等の設立書類を現行の半分以上に省略）するとともに、事務手続を金融機関が行うことを可能とする制度である。

一方、個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度は、企業型確定拠出年金（企業型 DC）及び確定給付企業年金（DB）を実施していない企業の従業員で、個人型 DC に加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金を拠出することを可能とする制度である。

図表 1 個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度



（出所）厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

¹ 中小企業における企業年金の現状・課題については、「企業年金の普及・拡大に向けた取り組みについて」（『大和総研調査季報』2016年新春号（Vol.21）佐川 あぐり）を参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20160301_010678.pdf

² 社会保障審議会企業年金部会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（平成27年1月16日）

3. DC の掛金の月単位から年単位への変更

現行制度では、個人型・企業型ともに DC の拠出限度額は月額で規定されている。例えば、DB 等を実施していない企業における企業型 DC への拠出限度額は月額 5.5 万円である（たとえ年額 66 万円（5.5 万円×12 ヶ月）以内であっても、月に 5.5 万円を超える拠出は行えない）。

改正法では柔軟な拠出を可能とするため、個人型・企業型ともに、DC への拠出限度額が年額で規定されることになった（拠出限度額は政令で定められる予定）。

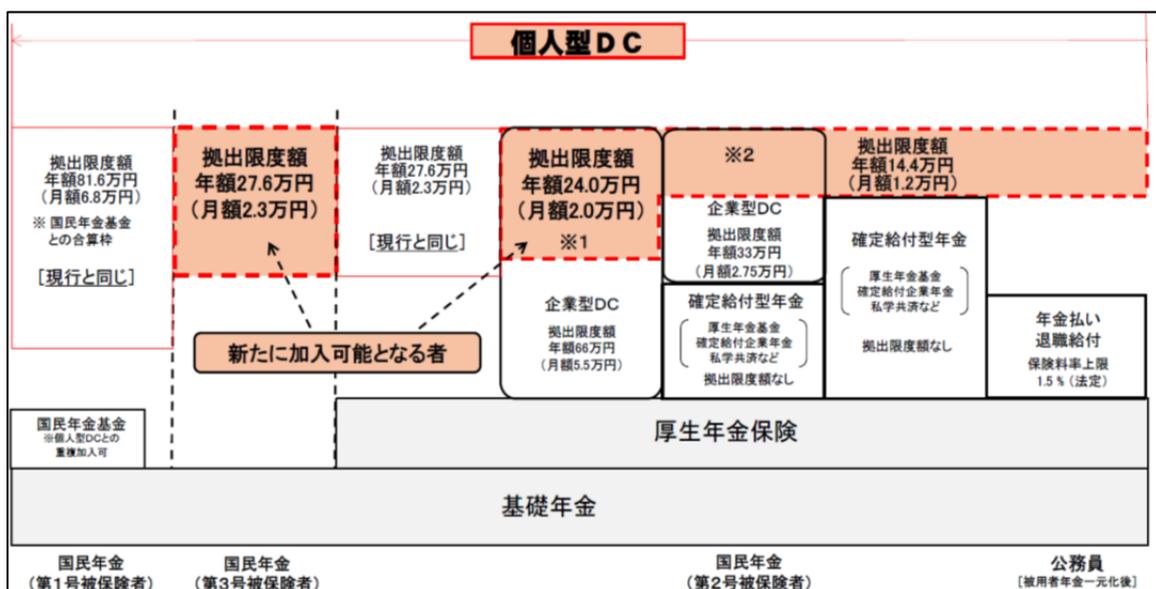
また、現行制度では、個人型・企業型ともに DC への拠出は毎月行わなければならないとされているが、改正法により年 1 回以上定期的に行えばよいこととされた。

拠出限度額が月単位から年単位に変更されることで、例えば毎月の拠出のほかに賞与支給時に上乗せして拠出したり、収支の余裕のある時期にまとめて拠出を行ったりするなどの柔軟な拠出が行えることとなる。

4. 個人型 DC の加入可能範囲の拡大

改正法により、これまで認められていなかった国民年金第 3 号被保険者（専業主婦・主夫）、企業年金加入者、公務員等共済加入者についても、個人型 DC への加入が可能となった。これにより、20 歳以上 60 歳未満のほぼすべての国民が、DC に加入できることになる（ただし、国民年金保険料を免除されている者などは加入できない）。改正後の概要は以下の図表の通りである。

図表 2 個人型 DC の加入対象者と拠出限度額



※ 1 企業型 DC のみを実施する場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を年額 42 万円（月額 3.5 万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型 DC への加入を認める。

※ 2 企業型 DC と確定給付型年金を実施する場合は、企業型 DC への事業主掛金の上限を年額 18.6 万円（月額 1.55 万円）とすることを規約で定めた場合に限り、個人型 DC への加入を認める。

（出所）厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

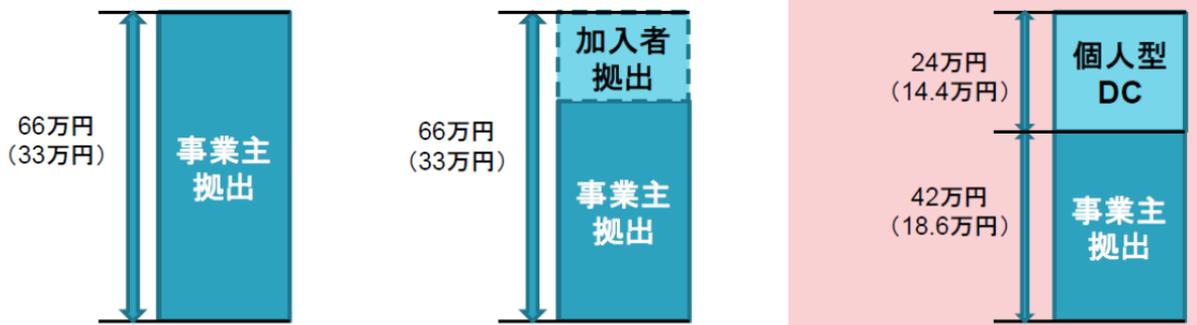
国民年金第3号被保険者の多くは女性であるが、今般の改正により、例えば、企業型 DC に加入→出産を機に退職し個人型 DC に加入→復職により企業型 DC に再加入といったように、継続的に DC を利用して、老後に向けた自助努力による資産形成をすることが可能となる。

企業年金加入者については、規約に定められた場合に限り、個人型 DC への加入が認められる。具体的には、企業は、規約により次の図表3の①～③の形態のいずれかを選択する。このうち、③を選択した場合に限り、従業員が個人型 DC にも加入できる。すなわち、企業はマッチング拠出が可能な②と個人型 DC に拠出可能な③を同時に選択することはできない。

③を選択した場合、企業型 DC への拠出限度額が年 42 万円 (DB 等の実施企業は年 18.6 万円)、個人型 DC の拠出限度額が年 24 万円 (DB 等の実施企業は年 14.4 万円) となる。現行の事業主拠出のみの①の拠出限度額に加えて、さらに個人型 DC についても上乗せして拠出できるようになるわけではない。

図表3 企業型 DC 実施企業における個人型 DC の導入

①事業主拠出のみ ＜現行＞	②事業主拠出＋マッチング拠出 ＜現行＞	③事業主拠出＋個人型 DC ＜新規＞
年額 66 万円 (33 万円) 以内で全額事業主が拠出	年額 66 万円 (33 万円) 以内で事業主及び加入者が拠出 ※加入者は <u>事業主拠出の範囲内</u> でのみ拠出が可能。	年額 42 万円 (18.6 万円) 以内で事業主拠出が可能 従業員は年額 24 万円 (14.4 万円) 以内で個人型 DC に拠出可能



※ カッコ内の数字は、企業型 DC に加えて DC 以外の企業年金 (DB 等) を実施している場合の拠出限度額。(出所) 第 15 回社会保障審議会企業年金部会「平成 27 年度税制改正大綱 (企業年金関連部分) に関する参考資料」

5. 年金資産の持ち運び (ポータビリティ) の拡充

年金資産については、個人ごとの持ち分 (個人別管理資産) を転職時等に持ち運ぶことができる。この仕組みをポータビリティという。

現行制度では、例えば、DB で積み立てた資金は、転職時に転職先の企業型 DC に資産を移換し、当該移換資金とあわせて転職先の企業年金を実施することができる。

改正法により、これまで認められていなかった企業型 DC から DB への資産移換などが認められることになった (図表 4)。これにより、①加入者期間が通算されて、将来、年金として支給

を受けることができる、②企業年金に係る諸手続を複数の制度に対して行う負担が軽減されるといったポータビリティのメリットが拡充するとされている（図表5）。なお、今般の法改正によっても、中小企業退職金共済と個人型DC間のポータビリティについては、認められていない。

図表4 ポータビリティ拡充の全体像（ハイライト部分が改正部分 ○：移換可 ×：移換不可）

移換前に加入していた制度	移換先の制度			
	DB	企業型 DC	個人型 DC	中小企業退職金共済
DB	○	○(※1)	○(※1)	×→○(※3)
企業型 DC	×→○	○	○	×→○(※3)
個人型 DC	×→○	○		×
中小企業退職金共済	○(※2) →○(※2+※3)	×→○(※3)	×	○

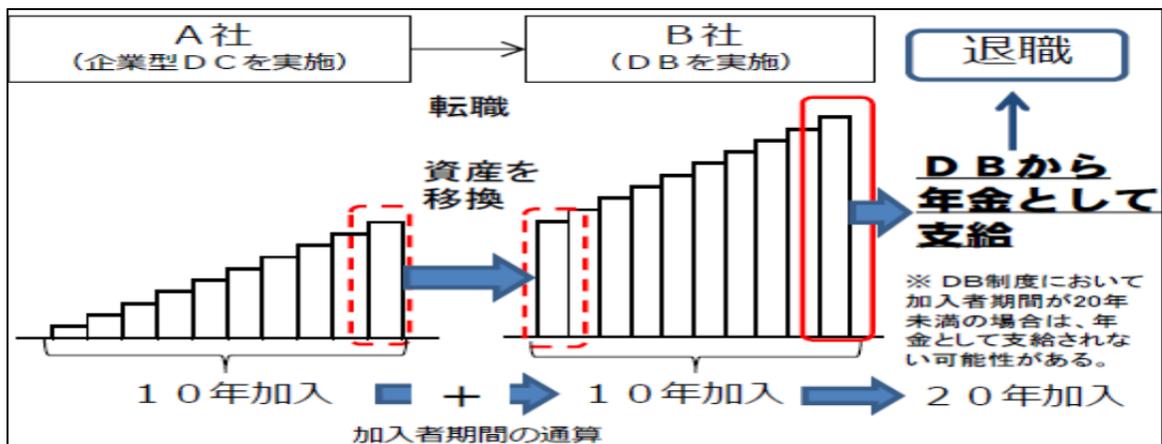
(※1) DB から企業型・個人型 DC には、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能。

(※2) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。

(※3) 合併等の場合に限って措置。

(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

図表5 ポータビリティ拡充による利点



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

6. DCの運用改善

(1) 継続投資教育の努力義務化

現行のDC法では、事業主は加入者に対し、制度導入時においては、運用の指図に資するため資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずること（努力義務）が求められている。一方、制度導入後に繰り返し実施する投資教育（継続的投資教育）の実施については配慮義務とされている。

厚生労働省資料³によると、制度導入時の投資教育実施率は概ね 100%であるのに対し、継続投資教育については 55.2%にとどまっていることを踏まえ、改正法では、制度導入後においても、加入者の運用の指図に資するため、**事業主の継続的な投資教育**についても**努力義務**とすることとされた。

(2) 多様な商品の提示のための促進措置

現行法では、企業型 DC において、事業主は、①少なくとも 3 つ以上の運用商品を提供する、② 1 つ以上の元本確保型商品を提供することが義務とされている。もともと、DC 全体の運用資産のうち約 6 割は元本確保型商品に集中しており、適切なリスク・リターンを考慮した上での分散投資が行われているとは言えない状況である⁴。

今般の法改正では、分散投資を促すため、事業主の前述①②の義務について、**リスク・リターン特性の異なる 3 つ（前述の簡易型 DC については 2）以上の運用商品の提供義務**に一本化された。これにより、事業主の元本確保型商品の提供義務はなくなり、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品を提供するという法の趣旨が明確にされた。

(3) 運用商品提供数の抑制

商品提供数の抑制

現状では、運用商品提供数は増加傾向⁵にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い商品選択を行うことができる程度に商品の選択肢を抑える必要性が指摘されている。

改正法では、**商品提供数について一定の制限**が設けられることとなった（具体的な数は政令で定められる）。運用商品の厳選を促す趣旨とされている。

なお、法令の施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、改正による制限の対象外とされている。

商品除外規定の整備

現行では、運用商品を除外する際は、商品選択者全員の同意が必要で、商品の入れ替えが事実上きわめて困難であった。

改正法では、商品除外要件を商品選択者の**3分の2以上の同意**で足りるものとされた。また、当該同意を得るための通知をした日から 3 週間以上で、企業型年金規約で定める期間を経過し

³ 厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（概要）」

⁴ 前掲脚注 1

⁵ なお、運用商品の平均採用数は 18.8 本。企業年金連合会「2014（平成 26）年度決算 確定拠出年金実態調査 調査結果について」（平成 28 年 6 月 2 日）

てもなお商品選択者から意思表示を受けない場合は、同意をしたものとみなされることとされた。

なお、施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前通り全員同意の取得を要するものとされている。

(4) あらかじめ定められた運用方法（デフォルト商品による運用方法）

DC 法上では、企業型 DC 加入者が商品を選択しないという状況は想定されていない。ただし、運用商品を選択しない者がいることを踏まえ、年金局長通知⁶により、「個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として、加入者等から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うため、あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約において設定することができる」とされている。実際に、DC 実施企業の 6 割が設定しているものの、法律上の位置付けや事業主の責務等が法律上明文化されていない状況である。

改正法では、事業主の責務等を明確化し、加入者保護等を図るため、あらかじめ定められた運用方法（デフォルト商品による運用方法）に係る規定が整備された（図表 6）。指定運用方法の設定は運営管理機関・事業主（以下、運管等）の任意である。

図表 6 改正法で規定されたあらかじめ定められた運用方法（デフォルト商品による運用方法）

- ① 運管等は、企業型年金規約で定めるところにより、対象運用方法のうちから一の運用の方法（以下、指定運用方法）を選定し、加入者に提示する。
- ② 運用の方法の選定は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令の基準に適合するものでなければならない。
- ③ 運管等が、指定運用方法を選定し、提示した場合は、省令により、指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性等に係る情報を加入者に提供しなければならない。
- ④ 運管等が、指定運用方法を選定し提示した場合で、加入者から特定期間⁷を経過しても運用の指図を受けないときは、指定運用方法に加入者の未指図個人別管理資産⁸の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨を加入者に通知しなければならない。
- ⑤ ④の通知を受けた加入者が猶予期間を経過しても運用の指図を行わないときは、運管等は、加入者が指定運用方法を選択し、かつ指定運用方法に加入者の未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなされる。

（出所）法令を基に大和総研作成

⁶ 確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号 厚生労働省年金局長から地方厚生（支）局長宛通知）

⁷ 加入資格を取得した後、最初に掛金の納付が行われた日から起算して 3 ヶ月以上で、企業型年金規約で定める期間。

⁸ 個人別管理資産のうち、特定期間を経過した日から 2 週間以上で、企業型年金規約で定める期間（猶予期間）を経過してもなお運用の指図が行われていないもの。

7. その他の改正事項

今般の改正法では、上記に加えて、国民年金基金制度などについても改善が行われている。主な現行制度の改正事項は以下の通りである。

図表7 その他の改正事項

改正事項	内容	施行日
○運営委託機関の委託に係る事業主の努力義務	○事業主は、確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更等の措置を講ずるよう努めなければならない。	公布日(2016年6月3日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
○企業年金連合会への投資教育の委託	○企業年金連合会は、事業主からの委託を受け、企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を行うことができる。	2016年7月1日
○国民年金基金連合会への広報業務の追加	○国民年金基金連合会は、確定拠出年金制度及び国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行うことができる。	2017年1月1日
○国民年金基金制度の運営改善	○国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、代議員の三分の二以上の議決を経て、合併又は分割を行うことができる。	2017年1月1日

(出所) 改正法を基に大和総研作成

8. 適用期日

前述の主な改正項目の施行期日は、それぞれ以下の通りである。

図表8 施行期日

施行期日	項目 (数字は本稿でのタイトル番号)
2017年1月1日	4. 個人型DCの加入可能範囲の拡大
2018年1月1日	3. DCの掛金の月単位から年単位への変更
公布日(2016年6月3日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日	2. 簡易型DC・個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設 5. 年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充 6. DCの運用改善 (1) 継続投資教育の努力義務化 (2) 多様な商品の提示のための促進措置 (3) 運用商品提供数の抑制 (4) あらかじめ定められた運用方法(デフォルト商品による運用方法)

(出所) 改正法を基に大和総研作成